

今回の續収が麻當の理由ありしに辭職を容れず、其の  
 故に日本振興株式會社に於ては、會社側が  
 するところ。  
 4、本會社中一取目次りとも辭職を以て辭職業を續行  
 するところ。  
 5、二重債務の儘に日銀二日付より一日の付き三枚の  
 三、本二回の長條を振込家銀實行するところ。  
 二、懸帳手當の辭職。  
 一、不當續収を辭職の旨があるところ。  
 6、辭職通告の要求（本二取目）  
 7、全従業員に限りてモノを離れるところ。  
 8、辭職要求の貫徹を各る對合に辭職手當は十五日を要求  
 するところ。

法人 謝職會福岡出張所

法人 協調會福岡出張所

他の要求に對しても會社の營業不振を理由に拒絶したる  
 ところ、被解雇者側は解雇せらるるが如き不都合なしと  
 して監督との對決を要求し遂に監督者と對決するところ  
 ありたるも議論決せず更に九日會見することとなつた。  
 右會見後被解雇者側に於ては總同盟九聯幹部と對策協議  
 の結果要求全部容認せられざる場合は罷業を執行するこ  
 ととし、アジビラ撤布部署決定等其の對策準備に没頭し  
 強硬態度に出たので、會社側に於ても種々對策を構ず  
 るところもありしも當初の態度を幾分軟ぐるに至り九日  
 正午本社に勞資双方會見折衝の結果次の通解決すること  
 となつたのである。

十、解決狀況

九日正午より勞資双方會見會社側は。